

第3章 引取業者の実務概要

1. 引取業者の役割

役割1 装備・預託確認の実施

- 使用済自動車を引き取る際は、フロン類(エアコン)、エアバッグ類の装備の有無を確認(装備確認)の上、リサイクル料金が預託されているかの確認(預託確認)を行う必要があります。
リサイクル料金が未預託または不足の場合は使用済自動車を引き取りできませんので、その分のリサイクル料金の預託に必要な実務を行ってください。

役割2 使用済自動車の引取りと引取報告の実施

- 使用済自動車の引取りを求められた時は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る必要があります。
- 使用済自動車を引き取った時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。

役割3 引取証明書の交付

- 使用済自動車を引き取った時は、最終所有者に対し、引取証明書を交付する必要があります。

役割4 使用済自動車の引渡しと引渡報告の実施

- 都道府県知事等の登録・許可を受けたフロン類回収業者または解体業者(フロン類がない場合)に使用済自動車を引き渡す必要があります。
- 使用済自動車を引き渡した時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。
引渡しの際は、使用済自動車とリサイクル券等をあわせて引き渡してください。

役割5 使用済自動車が確実に解体された事実を確認し、最終所有者へ通知

- 使用済自動車が確実に解体され永久抹消登録等・自動車重量税還付申請手続きが可能になった時点[※]で、最終所有者にその旨の連絡を行う必要があります。(申請手続きを従来どおり引取業者が代行することも想定されます)
注 原則として破砕業者の引取報告完了時に、情報管理センターから電子マニフェストシステム上で引取業者へ通知されます。

❗ 以上の役割を果たさなかった場合は、都道府県知事等からの勧告・命令を受けたり、引取業者の登録を取り消される場合があります。

2. 引取業者の登録

(1) 都道府県知事または保健所設置市長への登録

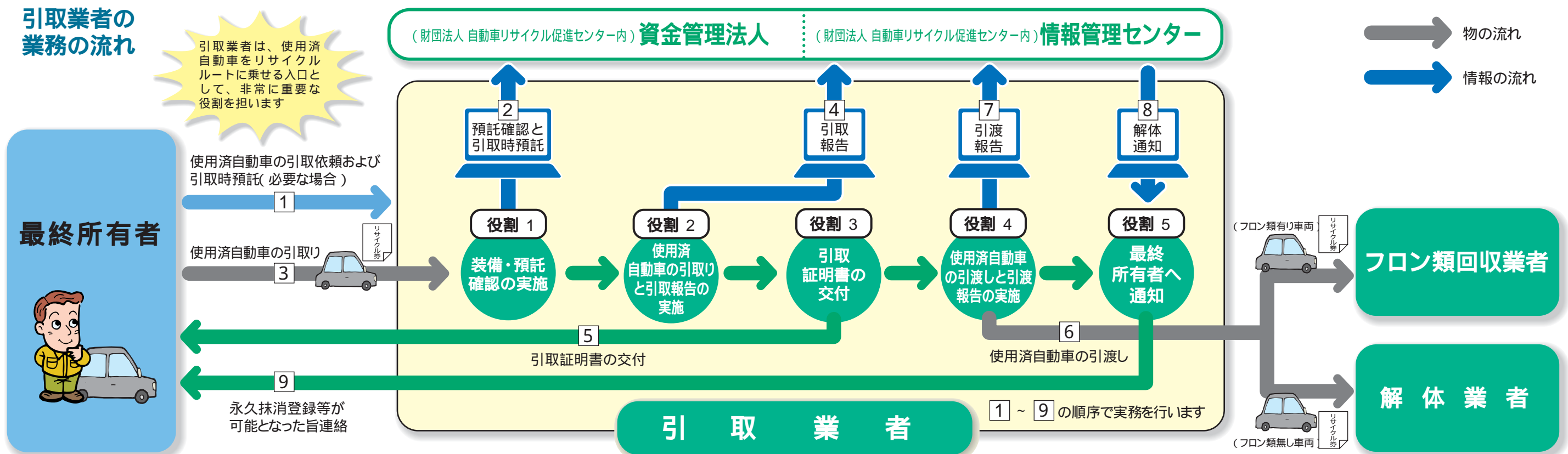
- 自動車所有者から使用済自動車を引き取る事業者は、引取業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事または保健所設置市長への登録が必要になります。
- すでにフロン回収破壊法における第二種特定製品引取業者の登録を受けている事業者は、自動車リサイクル法の引取業者へ自動的に移行されます。
2005年1月以降は、事業所ごとに引取業者である旨の標識を掲げることが必要となります。
- 引取業者の登録を行っただけでは、いわゆる部品取りを行うことはできません。部品取りを行うためには、別途解体業の許可を取得することが必要です。

使用済自動車を解体して部品取りを行うすべての事業者は、生活環境の保全等の観点から自動車リサイクル法の解体業の許可を受ける必要があります。ただし、例えば、自動車所有者の依頼を受けてカーステレオ、カーナビ等の付属品を取り外す行為等については、業として使用済自動車の解体を行っているとは解釈されないものと考えられます。

(2) 自動車リサイクルシステムへの事業者登録(本年(2004年)7月から受付開始)

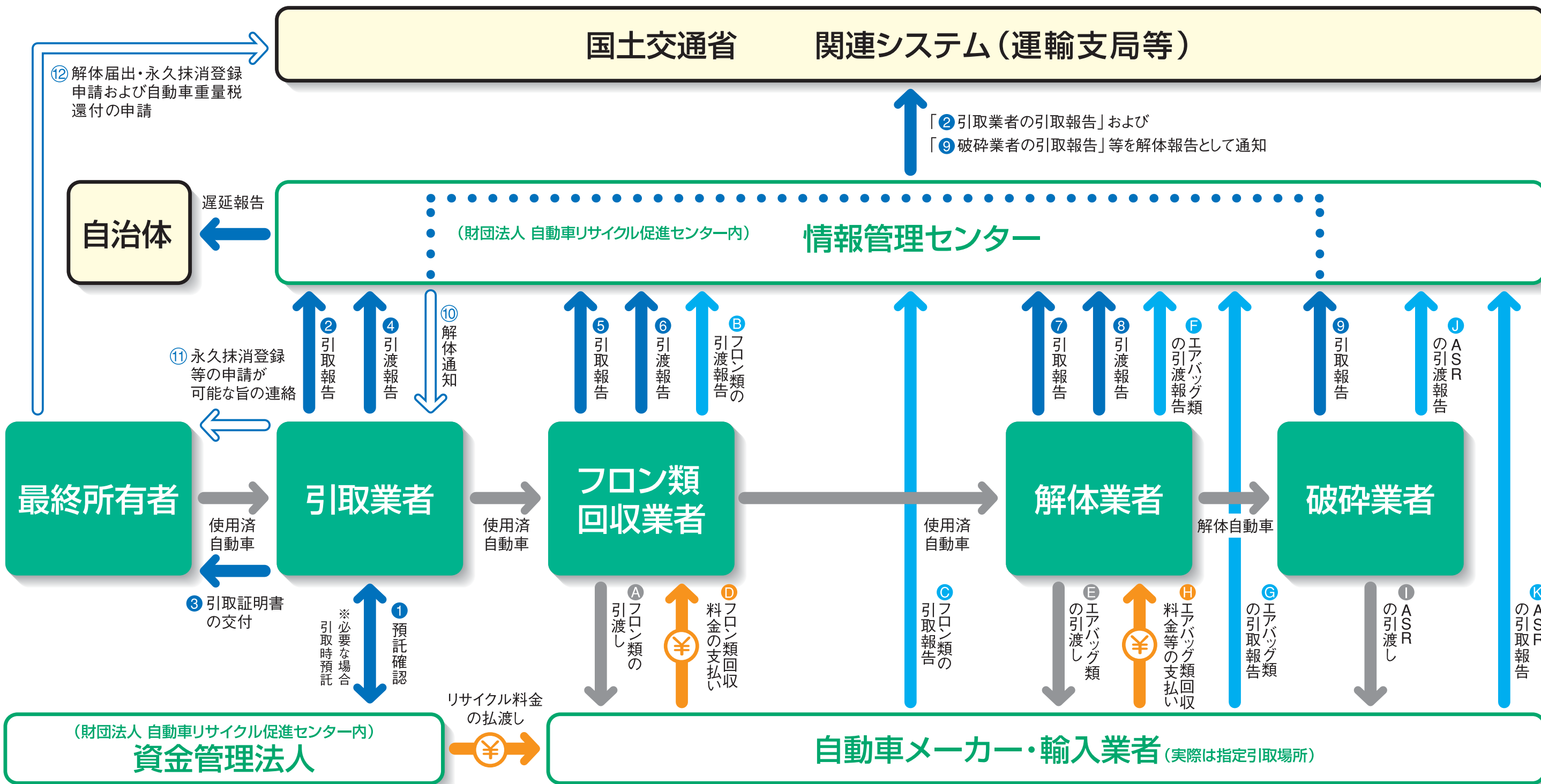
- 引取業者は、電子マニフェスト制度による移動報告の実施やリサイクル料金の収納実務のために、都道府県知事等への登録とは別に、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要です。
- 引取時のリサイクル料金の収納に関しては、資金管理人から手数料が支払われますので、自動車リサイクルシステムへの登録時にあわせて約款によりその旨の契約を締結していただくことになります。
- 自動車リサイクルシステムへの登録が完了した後、電子マニフェスト制度による移動報告やリサイクル料金の収納の際に必要な事業所コードと初期パスワードが送付され、自動車リサイクルシステムを利用しての実務が可能になります。(登録方法については92ページをご覧ください)

引取業者の業務の流れ



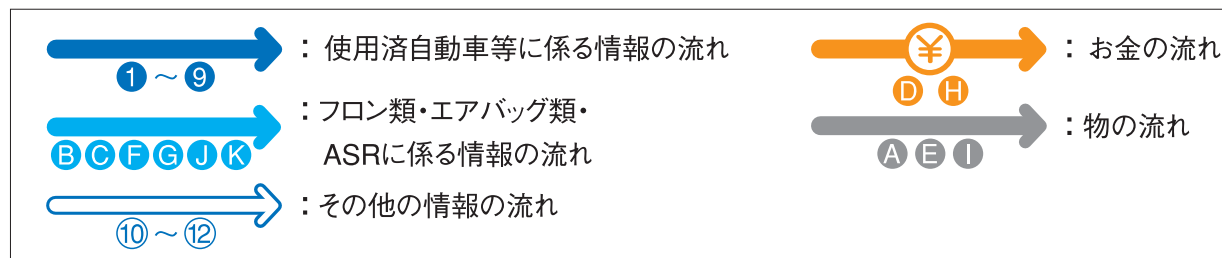
3. 電子 manifests (移動報告) 制度の概要

- 自動車リサイクル法では、各事業者が使用済自動車等の「引取り」「引渡し」を行った際、原則としてパソコンにて情報管理センターにインターネット経由で報告を行うことが必要となります。
- 具体的な業務フローは下図のとおりです。



—留意点—

- ① 移動報告は、引取業者が資金管理人に預託確認を行った後に、情報管理センターへ引取報告を行うことでスタートとなります。
- ② 預託確認後、引取業者の引取報告がなされた車両は、その後再販・中古車輸出等を行うことは原則としてできません。



(1) 電子マニフェスト（移動報告）制度導入の目的／機能

① 使用済自動車の適正な引取り／引渡し確保（不法投棄の防止等）

- ・ 移動報告制度により、情報管理センターにおいては個々の使用済自動車等の引取り・引渡しを行った事業者が把握可能となります。一定期間内に引取り・引渡しの報告がなされない場合には、登録・許可権者である自治体へその旨の情報提供（遅延報告）が行われます。

② リサイクル料金等の支払いの根拠

- ・ フロン類・エアバッグ類の回収等について、情報管理センターへの引渡報告が自動車メーカー等からの回収料金等支払いの根拠となります。

③ 関連制度への情報提供

- ・ 自動車重量税の還付制度や永久抹消登録等制度においては、個々の移動報告がなされ、解体の事実が確認できることが手続の条件となります。

【留意事項】

廃棄物処理法に基づく産業廃棄物マニフェストおよび使用済自動車マニフェストは、電子マニフェスト制度に一本化されます。（ただし、使用済自動車等から発生する廃油・廃液等を産業廃棄物として処理する場合には従来どおり産業廃棄物マニフェストが必要となります）
 フロン回収破壊法の自動車フロン類管理書も不要となり、電子マニフェスト制度に一本化されます。（ただし、フロン回収破壊法上、本年（2004年）12月31日までに引き取ったカーエアコン付使用済自動車に関しては、自動車フロン類管理書が必要です。この使用済自動車は自動車リサイクル法の対象とはならないため、自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金の預託および電子マニフェスト制度による移動報告は不要です。）

(2) 受付時間等

- ・ 電子マニフェスト（移動報告）の受付時間は、8:00～20:00（予定）
 （土日・祝日も稼働。ただし、システムメンテナンス等のための特定日を除く）
- ・ 自動車リサイクルシステムへの登録完了後、秋頃に、移動報告に関する詳細マニュアル（パソコン版、FAX利用版のいずれか）を送付する予定です。

(3) パソコン等必要な機器（新規にパソコン等を購入される場合は、詳細をパソコン販売店等にご相談ください。）

パソコン	
ハードウェア	ハードディスク容量 → 空き容量1.0GB以上を推奨
	メモリー → 128MB以上を推奨
ソフトウェア	OS → マイクロソフト社ウィンドウズ98以上（2000以上を推奨）
	インターネット閲覧ソフト（ブラウザ） → マイクロソフト社インターネットエクスプローラ5.01以上（5.5以上を推奨）
	文書閲覧ソフト → アドビ社アクロバットリーダー4.0以上 アドビ社ホームページ（http://www.adobe.co.jp）よりダウンロード（無料）

インターネット接続環境

- ・ パソコン購入後、インターネットへの接続が必要となります。（別途、接続業者（プロバイダー）との契約を行ってください）
 ※ADSL等の常時接続を推奨します。

プリンター

- ・ 必要に応じ準備してください。

(4) 確認通知・遅延報告

- ・ 各事業者からの「引取報告」「引渡報告」が一定期間行われなかった場合、以下のとおり確認通知や遅延報告が情報管理センターから行われます。

① 確認通知

- ・ 例えば、A社が引取報告実施後に引渡報告を行わなかった場合や、A社が次の事業者（引渡先B社）に引渡報告を行ったにも係らず引渡先B社が引取報告を行わなかった場合など、いずれの場合も、引渡・引取報告が行われていない旨を情報管理センターはA社に通知します。

※B社が引取報告を行わなかった場合は、まずA社は自社の引渡し忘れ等がないかを確認してください。

（詳細は77ページをご覧ください）

② 遅延報告

- ・ 上記①の「確認通知」後に、さらに一定期間経っても報告がない場合、情報管理センターは上記A社の登録・許可権者である自治体*に対して、報告遅延の旨とA社の事業者情報・車台番号等を自動的に報告します。*都道府県知事または保健所設置市長

③ 勧告・命令

- ・ 自治体は上記②の遅延報告をもとに、必要に応じ、A社に対して適切な措置等を講ずるよう勧告・命令等を行います。

<引取報告実施後に、引渡報告を行わなかった場合>

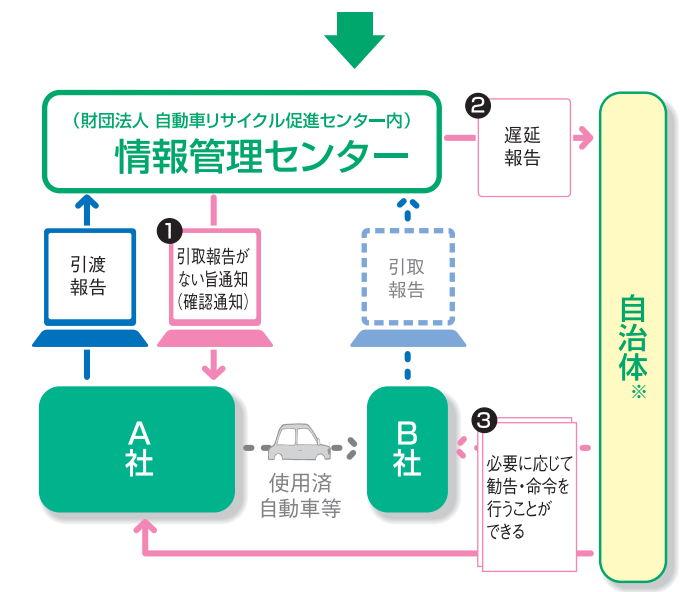
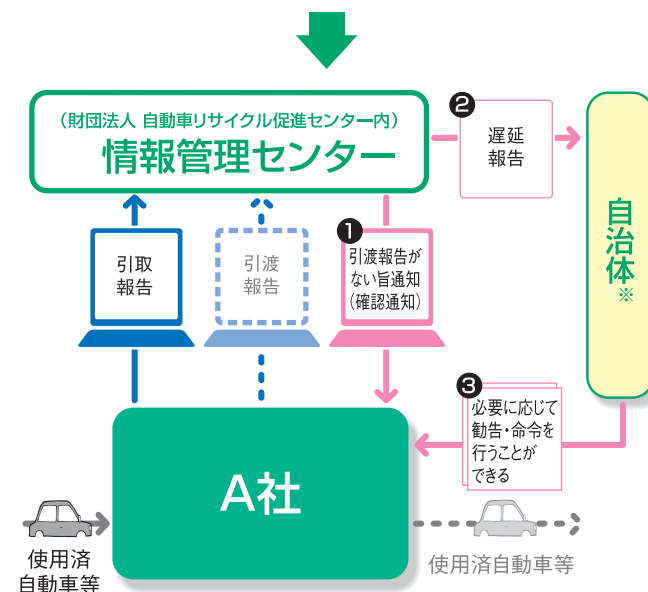
	確認通知 までの期間*	遅延報告 までの期間
引取業者	30日	左記+10日
フロン類回収業者 (使用済自動車のみ)	20日	
解体業者	120日	
破砕業者	30日	

※引取報告日から起算して計算（土日・祝日等を含む）

<引渡報告実施後に、引取報告が行われなかった場合>

	確認通知 までの期間*	遅延報告 までの期間
引取業者	5日	左記+3日
フロン類回収業者		
解体業者		
破砕業者		

※引渡報告日から起算して計算（土日・祝日等を含む）
 ※フロン類およびエアバッグ類の引渡しに関しては15日



※ 都道府県知事または保健所設置市長